

# 重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

福岡みらい病院ケアプランセンター  
電話 092-662-3777

## 2. 当居宅介護支援事業所の概要

### (1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人相生会 福岡みらい病院ケアプランセンター
所在地	福岡市東区香椎照葉3丁目5番1号
代表者	理事長 入江 伸
事業所番号	4070804994
サービス提供地域	福岡市東区、福岡市博多区、糟屋郡、古賀市、春日市、 那珂川市、それ以外の方は要相談

### (2) 職員体制

区分	常勤	非常勤	業務内容
管理者(兼務)	1人	—	事業所管理・運営全般
介護支援専門員	3人	—	居宅介護支援に関する業務
主任介護支援専門員	2人	—	主任介護支援専門員に関する業務

- \* 管理者は主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者である。
- \* 居宅介護支援に当たる介護支援専門員の数は、44人又はその端数を増すごとに1人とする。
- \* 介護予防支援業務の委託を受ける場合は、介護支援専門員の業務量等を勘案し、当該業務が適切に実施できるよう配慮する。

### (3) 営業日・営業時間

営業日: 月～金曜日(祝日と12月30日～1月3日除く)  
営業時間: 午前8時30分～午後5時30分  
電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

## 3. 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### (1) 利用申し込み受付

### (2) 相談

- ・医療等の緊急性等の確認・介護サービス等の必要性の確認
- ・介護保険給付・他法他施策等の受給確認

### (3) 受入

- ・自宅訪問での面談
- ・主訴の確認と支援方法の確認・介護サービスに関する情報提供

### (4) 契約

- ・居宅介護支援における重要事項とケアプランに関する概要説明と合意後、介護サービスを利用する意思確認と契約

(5) アセスメント

- ・利用者・家族からの生活への希望の把握
- ・現状の把握と分析、予測
- ・生活の目標と支援目標を設定

(6) ケアプラン原案作成

- ・アセスメントで確認された現状から将来へ向けた支援方法と支援内容の提案

(7) サービス担当者会議の開催

- ・検討した項目・内容・結論・残された課題等をサービス事業者間で検討し、専門的な意見を聴取
- ・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

◎居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の召集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図る。

◎医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)を行い、利用者の状況やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供する事で、その時々々の状態に即したサービス内容の調整を行う。

(8) ケアプラン交付

- ・利用者・家族に説明し、同意を得た後、ケアプランを利用者・家族に交付する。

(9) 介護サービス事業者等によるサービス提供

- ・介護サービス事業者等への連絡
- ・介護サービス利用開始による利用者・家族の生活状況を確認

(10) モニタリング

- ・少なくとも1か月に1回以上自宅訪問し、利用者の心身状況や家族の介護状況等の変化の把握(テレビ電話装置その他情報通信機器の活用時は少なくとも2か月に1回の訪問)
- ・ケアプランの実施状況を確認
- ・再アセスメント情報の提供・確認

\*新たな課題により、支援方法や支援内容の変更を要する場合は、再アセスメント(5)～(8)に戻る。

(11) 終結

## 4. 利用料金

利用料金(ケアプラン料):要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

(別紙参照)

\*保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合、介護報酬の告示上の額をいただき、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行。料金は月毎に精算し、翌月利用者に請求書を付す。当事業所の指定する日までに、現金にてお支払いいただく。この指定居宅介護支援提供証明書を、各区の窓口へ提出されると全額払戻を受けられる。

(1) 利用料金及び居宅介護支援費(減算)

- ・特定事業所集中減算 正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等
- ・運営基準減算 適切な居宅介護支援が提供できていない場合  
※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

## (2) 特定事業所加算

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ・利用者に関する情報又サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。
- ・介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加していること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件以上でないこと。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

## (3) 加算について

- ・初回加算
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ)
- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロ・(Ⅱ)イ・(Ⅱ)ロ・(Ⅲ)
- ・通院時情報連携加算
- ・ターミナルケアマネジメント加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算
- ・特定事業所医療介護連携加算

## 5. 当居宅介護支援事業所の特徴

### (1) 基本理念

利用者主体・自立支援・総合的かつ効率的なサービス提供

### (2) 運営方針

- ・利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ・利用者の意思や人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが公正中立に行われることを旨とする。
- ・個人情報保護法を遵守することは、利用者や家族の安心・安全にもつながり、職員の個人情報保護への意識向上を図るために、教育研修などを通して理解の促進に努める。
- ・市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ・指定居宅介護支援事業所と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めている。
- ・事業所における虐待防止、身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ・正当な理由なくサービス提供を拒まない。(以下の場合を除く)
  - ◎サービス利用に関する留意事項
    - ①職員に対する身体的暴力②職員に対する精神的暴力③職員に対するセクシュアルハラスメント
  - ◎サービス契約の終了
    - 事業者は、次の掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することが出来る。
      - ①(略)②(略)③利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等より、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時。

### (3) 実施概要等

- ・ケアプラン作成時は、利用者の心身状態などの変化をとらえ、主治医が把握している内容とケアマネジャーが重要認識している内容を含め評価をしていく。
- ・ケアプラン原案作成により、様々な問題点やサービスの必要性を利用者が具体的に考えていくことができる。

## 6. サービス内容に関する苦情の処理

(1) 相談・苦情処理担当: 兒玉 092-662-3777

居宅介護支援に関する相談・苦情: 平日午前8時30分～午後5時30分

(2) 当事業所以外にも、国民健康保険団体連合会や各区保健福祉センターでも申出を行うことができる。

国民健康保険団体連合会 TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7856	福岡市東区保健福祉センター TEL:092-645-1069 FAX:092-631-5025
福岡市博多区保健福祉センター TEL:092-419-1078 FAX:092-441-1455	古賀市保健福祉総合センター サンコスモ古賀 健康介護課 介護保険係 TEL:092-942-1144 FAX:092-942-0404
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 TEL:092-652-3111 FAX:092-652-3106	春日市北地域包括支援センター TEL:092-589-6227 FAX:092-589-6228
福岡県那珂川市高齢者支援課 介護保険担当 TEL:092-953-2211 FAX:092-953-0688	粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課 TEL:092-938-2311 FAX:092-938-3150

## 7. 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供する。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来る事、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来る。

・特定の事業所に不当に偏した情報を提供するような事や、利用者の選択を求める事なく同一の事業所主体のみによる居宅サービス計画案を提示する事はしない。